

戦争と平和に関する倫理的考察

—カントの永遠平和論は現代においても有効な理論となりうるか?—

中野俊光

はじめに

いまだに世界中では戦火が絶えない。一九八九年に東西冷戦が終結したにもかかわらず、二〇〇一年九月十一日のアメリカ同時多発テロを境に世界はまた混乱と軍備拡張の方向へと歩み出した。アフガニスタン攻撃(二〇〇一年)やイラク戦争(二〇〇三年)、北朝鮮をめぐる不穏な情勢(二〇一〇年三月韓国哨戒艦沈没事件など)、今年(二〇一一年)に入ってからもチュニジア・エジプトの政変を発端にして、カダフィ大佐率いる軍事政権下のリビアにも反政府デモが飛び火して激化し、政府軍との武力衝突へと発展した(三月二十日英米仏などの欧米諸国は、リビアの独裁政権に対して空爆による軍事介入を決定した¹⁾)。平和憲法を有する日本でさえ、ロシア・中国・韓国といった近隣諸外国との間で領土問題は依然として残っており、外交を一步間違えば紛争の火種になりかねない問題である(二〇一〇年九月の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件などは記憶に新しいであろう)。

第二次世界大戦終結後六十六周年を迎えようとしているにもかかわらず、カントの「永遠平和」とは程遠い状況である。果たして世界の恒久平和は実現不可能なことなのだろうか。

カントはこれまでは、「絶対平和主義者」のように見なされてきた。とりわけ『永遠平和論』(Zum ewigen Frieden²⁾ (1795)はそのように扱われてきた傾向が強かったといえる。しかしカントは本当に、不当な暴力に対しても対抗・自衛することを禁じるような絶対平和主義者であったのだろうか。

近年「戦争と平和の倫理(ethics of war and peace)」は、実践倫理(応用倫理)の一分野として多くの議論を集めるようになってきた。その中でもとりわけ代表的著作と言えるのは、Michael Walzerの『正しい戦争と不正な戦争(Just and Unjust Wars)』(第一版、一九七七年)であるが、その題名からも察することができるように、その基本的な立場は、正しい戦争と不正な戦争とを区別しようとする「正戦論(Just war theory)」の立場であり、それはグロティウス³⁾に代表されるような旧来の正戦論の伝統を基本的に継承するものである。

この正戦論の立場に対して、カントはどういう関係に立つとみなされるべきなのであるか。『永遠平和論』の中でグロティウスらの正戦論者たちを「まったくのやぶへびの慰めを与える人たち (lauter leidge Tröster)」[ZEF, III 355] と皮肉な呼び方をしているところから、カントはやはり正戦論に真っ向から反対する絶対的平和主義者とみなされるべきなのであろうか。あるいはむしろ、国家と国家との間の関係は無法的な「自然状態」であって、そこには弱肉強食以外にはいかなる意味でも Recht (権利・法) はありえないのであろうか。この点の解釈は、カントの平和論の理解という意味でも、また国家と国際政治の基本的なあり方に関するその現代的意義を考えると、いう場合にも、大きな相違をもたらすであろう。一九八〇年に書かれた Verosta の論文を嚆矢として、その後 G. Cavalari, K. Ipsen, Ch. Covell のカント平和論の研究などにおいても、カントと正戦論との関係が扱われるようになってきている。本稿では、それらを参考にしつつカントの平和論を正戦論という視点から読み直してみたいと思う。そして、そのことよってまた、カントの永遠平和論は現代においても有効な理論となりうるかを考えてみたいと思う。

1. カントの『永遠平和論』について

まずカントの平和論について概略をおさえておきたいと思う。『永遠平和論』は一七九五年に書かれた著作である (カン

トはこのとき七十五歳)。執筆の直接の動機となったのは、同年四月にフランスとプロイセンとの間で結ばれたバーゼル条約が、秘密の留保条項を含んでいたことに対する憤りであったと言われる¹⁾。

この書物における永遠平和の思想は、基本的には『人倫の形而上学』(Die Metaphysik der Sitten) 第一部『法論』(Rechtslehre) (一七九七年) のそれに異ならないが、『法論』が主として永遠平和をアプリアリな法原理の究極目的として展開することを指すのに対して、『永遠平和論』は現実に対する原理の適用を重視している。

カントによれば、国家間には法的秩序が確立されていないので戦争が起こりやすく、起こった場合には、相互に自己の正義を主張していつまでも戦争が継続するから、殲滅戦争 (bellum internecium/Ausrottungskrieg) になりやすい。そこでまず戦争を防止して平和を実現するための地盤を築かねばならない。カントはそのための具体的条件として、この書物の第一章で「永遠平和のための六つの予備条項」を示す。すなわち、

- (1) 偽りの平和条約を結ばない。
- (2) 継承、交換、買収、贈与などによって領土の併合を行わない。
- (3) 常備軍は時とともに全廃する。
- (4) 対外紛争に関して国債を発行しない。
- (5) 他国の体制や統治に暴力で干渉しない。
- (6) 戦時中でも将来の相互信頼を不可能にする卑劣な手段を用いない、などである。

そのうち(1)(5)(6)は即時実行の禁止法則であり、他は猶予の認められる法則である。

カントは第二章で、以上のようにして準備された地盤の上に、永遠平和を実現するための条件として、三つの「確定条項」を示す。まず、「第一確定条項」として、各国家が共和的体制——自由と平等の権利をもつ国民が共同の立法に従い、立法権と執行権の分離された、代議制による政治体制——を設立することが要求される(国家法/*ius civitatis*)。それこそが社会において自由な人間の共生を可能にする根本原理であり、また、その本質上戦争と相容れない体制だからである。

次にカントは永遠平和を保証する国際秩序として、共和主義を国家間に拡げて考えた結果、「世界市民的体制」あるいは「世界共和国」の理念を得た。しかし国際政治の現実を考慮して、実際の目標としては、平和をめざす諸国家の「連合」を提案し、それを「第二確定条項」とした(国際法/*万国法* *ius gentium*⁵⁾)。

カントはさらに「第三確定条項」として、人間は世界市民としてどの国でも訪れてその国民と友好的に交際できる「訪問権」をもつべきであると主張したが、他方、列強の植民地経営をきびしく禁止した(世界市民法/*ius cosmopoliticum*)。

そのほかカントは、永遠平和が夢想であるとの批判に対して、「第一補説」で、「偉大な技巧家」である自然には、人間の不和を通じて人類を永遠平和に向かわせる働きが見られると、永遠平和の保証について論じた。また、「付録」(1)で倫理と

政治の一致は、前者を上位において後者をそれに従属させることによって可能になると言い、(2)では「公開性」の原理を政治的行為の格率として提唱している。カント平和論の意義は、何よりも、永遠平和が理性に基づく「道德的目的」であり、その実現はいかに困難であつても、あらゆる努力を試みてそれに接近すべきであることを明らかにし、人々に自覚を促したところにある⁶⁾。

二、「政治的現実主義」と「絶対平和主義」

ところで、「戦争と平和の倫理」に関しては、さまざまな主張・議論が存在する。たとえば、そもそも戦争に道德が関与することができるといふ点からして問題となる。そして、戦争や国際政治の問題に道德が口出しすることを拒否する立場が「政治的現実主義 (political realism)」である。

この政治的現実主義の立場は、クラウゼヴィッツ (Karl von Clausewitz) の『戦争論』(*Vom Kriege*) に代表されるように十九世紀には主流をなしていた考え方であり、古くはマキャヴェリから、現代でも実際の政治家や国際政治学者にはこの立場を主張する人々が多く見られる(たとえば、G. Kennan, H. J. Morgenthau など)。また、カントの頃の時代にあつては、この政治的現実主義は、ウエストファリア条約⁷⁾(一六四八年)やユトレヒト条約⁸⁾(一七一三年)以来の大国間のいわゆる「勢力均衡」という政治思想に現れており、カントの知人でもガル

ヴェーエ⁹¹やゲンツ⁹²らがその立場を擁護していたのである。

この政治的現実主義の戦争観を代表するクラウゼヴィッツの『戦争論』によれば、戦争とは「政治的手段とは異なる手段をもって継続される政治」にほかならないのであり、「こうした政治は内外のあらゆる情勢をいわず計算によって把握するものでなければならぬ」のであるから⁹³、戦争や国際政治においてはあくまで国家利益が問題であり、道徳的視点は考慮の外に置かれねばならない。また、Kennanは、国際的に受け入れられた道徳性の規範の存在を否定し、むしろ、「高邁な道徳原理の名の下で戦われる戦争」はより破壊的・暴力的なものになりがちだ、と主張するのである⁹⁴。

しかし、実際の国際政治の場でも、十九世紀末頃以来、ハーグ陸戦規定条約（一八九九年、一九〇七年）やジュネーブ四条約⁹⁵（一九四九年）の成立など、戦争の非人道性を減じるための国際法の発展が積み重ねられてきているのである。特に人類を滅亡させる威力を十二分に持った核兵器などの無差別的殺人兵器が米口両大国などによって大量に保有されている現在においては、現実主義者といえども、本格的な殲滅戦争を避けようとする道徳的意図を共有しているはずである。とすれば、S. Bokも言っているように、「苦難を和らげようという（本来道徳的な）立場に立つて、すべての道徳的主張を国際関係から締め出そう」という主張は、自己矛盾である⁹⁶」ように思われるのである。

カントは『永遠平和論』の第一付録「永遠平和に関してみた道徳と政治の不一致について」の中で、「政治的道徳家（polit-

tische Moralisten）」を「道徳的政治家（moralische Politiker）」と対比して、「永遠平和を妨げているすべての悪」は「政治的道徳家」の考え方に起因するとまで述べて強く批判している。すなわち、カントによれば、「道徳的政治家」は平和の問題を「道徳的課題（sittliche Aufgabe）」だと考えるのに対して、「政治的道徳家」は平和の問題を単なる「技術的課題（Kunstsaufgabe）」とみなすのであって、両者はその方法において「天地ほど隔たっている」のである [ZEF, VII 377]。そして、カント自身は、「真の政治は、まず道徳を敬慕するのだけければ、一歩も進みえない」 [ZEF, VII 380] と確言するのであり、政治的現実主義を徹底的に斥けるのである。

だが、戦争と平和の問題について道徳的観点を重視して考えるとしてもなお、さまざまな立場が存在しうる。たとえば、道徳的戦争賛美論も一つの立場としてありうるであろうが、R. Brandtが言うように、無差別的殺人兵器の破壊力が許容範囲をはるかに超えて極大化した現在では「戦争の賛美は過去のものとなった⁹⁷」といちおう認めて、ここでは立ち入らないことにする。むしろ、ここではそれとは逆に一切の戦争と暴力に反対するという立場としての「絶対平和主義（absolute pacifism）」を問題にしたいと思う⁹⁸。

「絶対平和主義」とは、J. Narvesonの定義を援用するならば、「単に暴力が悪いと信じるのみならず、暴力に対する抵抗や刑罰や防止として力を使用することも道徳的に悪である⁹⁹」と信じる立場である。この立場を代表するのは、なんといっても、

M・ガンディーであろう。けれども、たとえば、「ユダヤ人から自ら進んで苦難を受ける心構えができていれば、私が想像した虐殺でさえ……感謝と喜びの日と化することができるのだ。なぜなら、神を畏れる者にとっては、死は恐怖ではないから……」⁸⁸ というようなガンディーの言葉には、多くの人が疑問を感じるのではないだろうか。われわれは自分や愛する者たちを不当な暴力から守るために力を用いることも許されないであろうか。絶対平和主義は、自らの基本的意図に反しているように思われる。なぜなら、絶対平和主義は、なるほど一見したところ道徳的理想を徹底的に追求するもののように見えるにもかかわらず、実際には、E・Ancombeも言うように、相手が悪辣非道であればあるほどその暴力をほしいがままにさせてしまふことになるからである⁸⁹。Walzerも、侵略に対する抵抗は道徳的に許されるだけでなく、たいていの場合、義務でさえある、と言う。なぜなら、「抵抗は、権利を守るためとともに、将来の攻撃を抑止するためにも、必要だ」からである⁹⁰。

三、「戦争と平和の倫理」と「正戦論」

このようなわけで「現実主義」も「絶対平和主義」もそのまま採用することができないとすれば、われわれは暴力や戦争に関して、個々のケースに応じて正・不正の道徳的判断を下す「正戦論」の立場に立つことになるであろう。それは、「戦争における道徳は特殊な道徳であるかもしれないが、しかし、

だからといってわれわれは判断をくださなくてもよいことにはならないのである⁹¹」というWalzerの言葉に表されているような立場であり、これが現代の「戦争と平和の倫理」の主流を形成していると言えるだろう。そして、この「正戦論」においては伝統的に、何が「正しい戦争 (just war)」であるかの問題は、その戦争を開始・遂行することの正当性に関わる *ius ad bellum* (戦争に対する権利・法／戦争目的規制) の問題と、戦争中における個々の行為や手段の正当性に関わる *ius in bello* (戦争中の権利・法／戦闘経過規制) の問題、という二つのレベルに区別して考えられてきたのである⁹²。

このうち、まず *ius ad bellum* (戦争に対する権利・法／戦争目的規制) の問題については、たとえばR.Normanの整理に従えば、その戦争が正しい戦争であるためには、「正当な理由 (just cause)」、「正しい意図 (right intention)」、「合法的当局 (legitimate authority) による決定」、「正式の宣戦」、「成功の合理的見込み」、「最後の手段 (last resort) であること」、「損益の釣り合い (proportionality)」といった諸条件を満たさねばならないのであるが、このうちでも特に中核となるのは、「正当な理由」の問題であるとされる⁹³。そして、たとえばグロテュースは、戦争の正しい理由として、「自己および財産の防衛 (*defensio sui et rerum*)」のほかに「刑罰 (*poena*)」をもあげていたのだが⁹⁴、そのように、Ipsen や Covell の指摘によれば、カント以前の多くの正戦論者は刑罰戦争を正当なものとして認めていたのである⁹⁵。

これに対して、概して現代の「戦争と平和の倫理」は、「侵略 (aggression)」に対する「自衛 (self-defense)」およびそれへの援護以外の理由に関しては、Walzerの見解に示されているように、きわめて慎重な立場をとる。すなわち、Walzerは、個人の場合と国家の場合とを類比的に考える。

「国内問題との類比 (domestic analogy)」に基づいて「侵略以外によつては戦争は正当化されない」とするいわゆる現代の「法律家的パラダイム (legalist paradigm)」の原則を基本的に受け入れるのであり、ただ、それ以外にも他国への軍事的内政干渉が許される例外的ケースとして、(1) 民族の分離的独立の支援、(2) 他国がすでに軍事的干渉を行っている場合の対抗策、(3) 奴隷化や大量虐殺のような極度の人権侵害が行われている場合、のみを挙げている⁸⁶。Duban のようにもつつと積極的に干渉を認めようとする主張もあるが⁸⁷、大方の趨勢としては、Walzer のような慎重派が現代の「戦争と平和の倫理」の中心をなすと言えるであろう。

次に、*ius in bello* (戦争中の権利・法／戦闘経過規制) の問題については、PChristopher の整理に従えば、大きく分けると、(1) 誰が合法的に攻撃されてよいか、(2) 彼らを攻撃するためにはどんな手段が用いられてよいか、(3) 捕虜の取り扱い方、などの問題が含まれるのであり、これらの問題もグロテイスらの伝統的正戦論において、すでに詳しく論じられてきた⁸⁸。このうち特に (1) の問題に関しては、「非戦闘員の安全保護 (noncombatant immunity)」を焦点として、現代の「戦

争と平和の倫理」においても、その基礎づけの問題が盛んに論じられている。たとえば、Anscombe のようにそれを「無辜の者 (the innocent)」を殺してはならないという原則の上に基礎づけようとするのか⁸⁹、Th.Nagel のようにカント的な人格尊重の定言命法の上に基礎づけようとするのか⁹⁰、あるいは、R.K. Fullinwider のように自衛の権利の上に基礎づけようとするのか⁹¹、さらには、G.I.Mavrodes のように、功利主義的にのみそれを基礎づけようとするのか⁹²、というように、さまざまな論議が展開されてきているのである。そしてまた、この *ius in bello* (戦争中の権利・法／戦闘経過規制) の諸事項は、先にも述べたように、十九世紀末以来、さまざまな国際条約でかなり具体的に規定されてきているのである。

四、『永遠平和論』では「正戦論」は否定されているのか？

冒頭でも指摘したように、カントの『永遠平和論』は、絶対平和主義的に (すなわち正戦論を否定するものとして) 解釈される傾向が強かったと言えるであろう。たとえば、O.Hoffe は次のように述べている。すなわち、「グロテイスが戦争への権利・法と戦争中の権利・法との両方を含むあの古典的な国際法の理論家であるのに対して、カントは根本的に新しい国際法を基礎づける。戦争の国際法の代わりに、平和の国際法が登場する。……(中略)……ヨーロッパにおいてのみならず近代に至るまで政治を規定する要因の一つであった正戦 (gerechter

Krieg)の思想は、カントにおいてはすべての正当化根拠を失うのである⁸³⁾と。また、Isenも、『人倫の形而上学・法論』ではカントは立場を変えたと認めつつも、少なくとも『永遠平和論』でのカントの考えでは「正当化される戦争ないし正しい戦争を認める余地は全くないのだ⁸⁴⁾」と述べている。

たしかに、『永遠平和論』でカントは、「理性は最高の立法的権力という王座から戦争を訴訟手続きの代わりに用いることを端的に非難するのであって、それとは反対に平和状態を直接的な義務とするのである」[ZEF, VIII 356]と述べて、純粹実践理性の立場から戦争が絶対的に悪とみなされねばならないことを主張しており、その立場から永遠平和の確立という目標を人類に課せられた「義務」「課題」として明確に掲げている。また、上述のように、カントは『永遠平和論』の中でグロテュウス、プーフENDORF⁸⁵⁾、ヴァッテルの代表的正戦論者を名指しで、「まったくやぶへびの慰めを与える人たち」と揶揄している。そしてついには、「戦争への権利・法 (Recht zum Kriege) というかぎりでの国際法の概念は、本来、無意味である」[ZEF, VIII 356]とさえ、カントは言明するのである。

『永遠平和論』におけるカントのこれらの発言を見るかぎりでは、なるほど、ここではカントが絶対平和主義の立場から正戦論を切り捨てていると見えるのも無理はないのかもしれない。けれども、じっくりと見直してみると、『永遠平和論』においてもカントが決して正戦論を単純に否定しようとしていないのでないことがわかってくる。

まず、グロテュウスらの正戦論者に対する「まったくやぶへびの慰めを与える人たち」というカントの言葉に関して言えば、たしかにこれらの正戦論者たちの著作がしばしば戦争を正当化する口実として利用されてきたことへの不満をも表現していることは事実だが、しかし、そこでのカントの主たる意図はむしろ、「諸国家の自由な関係において隠すことなく見られる悪意性 (Bösartigkeit) : : : : にもかわらず、まだ権利・法 (Recht) という語が戦争政治から完全に追放されないで起きている」[ZEF, III 355] ことに、永遠平和へ向けての国際法の発展のための人間の道徳的素質への希望を見い出すことだったのである。すなわち、乱用されているとはいえず、国際紛争に関して「権利・法」が存在するという正戦論の思想の意義を、カントは非常に重要視しているのである。

具体的には、戦争に関する権利・法のうちでも *Jus in bello* (戦争中の権利・法／戦闘経過規制) の問題に関しては、『永遠平和論』の中でも、「第六予備条項」においてははっきり登場している。それは、「どの国家も他の国家との戦争中に、将来の平和における相互的な信頼を不可能にするにちがいないような害敵行為を行うべきではない。すなわち、暗殺者や毒殺者を使うこと、降伏協定を守らないこと、敵国内で裏切りが起こるようそのかすこと、などである」[ZEF, III 346] という条項であり、戦争中において用いてもよい手段とそうでない手段との区別という *Jus in bello* (戦争中の権利・法／戦闘経過規制) の中心的テーマの一つを扱っている。二年後の『人倫の形而上

学・法論』§57では、「戦争中の権利・法 (Recht im Kriege)」について、「戦争中の権利・法は、国際法の中でもまさしく、それについて少しでも理解したり、自己矛盾に陥ることなく」の無法な状態における法を考えることが最も困難なものである」[MSR VI 347]と述べながらも、『永遠平和論』の「第六予備条項」と合致する内容を提示している。この両箇所において「殲滅戦争 (Ausrottungskrieg)」の禁止が主張されている点も共通である。また、『人倫の形而上学・法論』§57では、カントはさらに、戦争中における敵国民からの掠奪の禁止にも言及しているのである [MSR, VI 348]。

だが、カントが先に引用した箇所「無意味である」とさえ述べていた「戦争への権利・法」すなわち jus ad bellum (戦争に対する権利・法／戦争目的規制)の問題については、どうなのであろうか。

これについては、まず、常備軍の廃止を主張した『永遠平和論』の「第三予備条項」の説明文の中で次の言葉が注目される。「ただし、自分と自分の祖国をそれによって他からの攻撃に対して守るために、国民たちが自発的に武闘訓練を受けるのは、それとは全く別である」[ZEF, VII 345]と、カントは言うのである。ここからしても、カントが不当な侵害を受けても何ら武力的抵抗をすべきでないという絶対平和主義の信奉者でないことは十分に明らかである。『人倫の形而上学・法論』への序論で「緊急権 (Nothrecht)」について扱った箇所でもカントは、いわゆる「カルネアデスの板」のケースのように、自分の生

命を守るために無辜の他人を殺す緊急避難については(主観的不可罰であるとしても)客観的には有罪とみなしているが、しかし、「わたしの生命に対する不正な攻撃者」に対してそれを防ぐために彼の生命を奪うこと(正当防衛)はそれとははっきり区別して考えている [MSR, VI 235]。そして、『人倫の形而上学・法論』§56ではカントは主題的に「戦争への権利・法」を取り上げて、次のように言う。「諸国家間の自然状態においては、戦争への(害敵行為への)権利・法は、国家が他の国家に対して、つまり、後者から侵害されたと信じる場合に、自らの力 (Gewalt) によって自らの権利を追求するための、許容された方法である」[MSR, VI 346]。そして、そのあとカントは「侵害 (Äsion)」を「実行的攻撃 (tätige Verletzung)」と「威嚇 (Bedrohung)」とに分類し、さらに、後者の中に「先行的戦争準備」と「脅威的勢力拡大 (potentia tremenda)」を算入しているのである。⁵⁸⁾

このように、カントは実際、『永遠平和論』においても「人倫の形而上学」においても、「戦争への権利・法」を認めているのである。そしてその根拠となっているのは、民族・国家を「道徳的人格 (moralische Person)」[ZEF, VII 344]とみなすカントの考え方である。『永遠平和論』の「第二予備条項」(相続・交換・買収・贈与によって独立国家を他の国が取得することの禁止)や「第五予備条項」(他国への暴力的な内政干渉の禁止)の説明文の中でその考えははっきりと示されている。また、それと関連して注目されるのは、『永遠平和論』の「第六

予備条項」や「人倫の形而上学・法論」§57において力説されている。「刑罰戦争（懲罰戦争/bellum punitivum/Bestrafungskrieg, Strafrieg）」の禁止である。カントは言う。「独立国家どうしの間でのいかなる戦争も刑罰戦争ではありえない。というのも、刑罰は上位者と従属者との関係においてのみ生じることが、国家どうしの関係はそのような関係ではないからである」[MSR, VI 347]。Covellが指摘するように、主権国家の独立性・平等性の思想をカントはヴァッテル（Emmerich de Vattel）⁹⁸から受け継いだが、刑罰戦争の否定にまで徹底したことによつて、グロテュースやヴァッテルを超えたとも言えよう⁹⁹。おそらく、フランス革命に対する他国の干渉やポーランド分割への憤慨なども、このカントの姿勢をより強めさせたのであろう。また、Brandtが指摘するように、フランス革命の成功を見てカントは各々の民族が独自に共和的体制を樹立することが可能だとの確信を抱くようになり、より強く民族自決権を擁護するようになったとも考えられる¹⁰⁰。いずれにせよ、カント的な「正戦論」とは、民族自決の多元主義の思想に基づいて各々の国家を自由な「道徳的人格」とみなし、各国の主権・自衛権を平等に尊重することを信条とするものなのである。

五. Recht（権利・法）の二段階構造と「国際連合」

このように、カントは正戦論（*ius ad bellum*）も、jus in bello（*ius in bello*）も含めて）を、『永遠平和論』においても「人倫の形而上学」

においても決して排除してはいないのである。とはいえ、それ以前の正戦論の伝統にただ従っていたわけでもない。O. Hoffeも言うように、カントは「自然状態（Naturzustand）」を「万人の万人に対する戦い」の状態とみなす点でホッブズに近いが、ホッブズと違って、国家間の自然状態も克服されるべきだと考える¹⁰¹。「国家としての諸民族は自然状態において（すなわち外的法律に従属していない状態において）すでに隣り合って存在していることによつて互いに侵害しあつて諸個人と同様にみなされてよいのであり、それらの各々の国家は自らの安全確保のために他の国家に、自国と公民的体制に似た体制に入り各々の国家の権利が保障されるようにすることを、要求することができ、そうすべきである」[ZEF, VII 354]と、カントは言う。すなわち、自然状態を脱却して法的・公民的状态に入るべし、といういわゆる「公法の要請」[MSR, VI 307]が国家間の関係にも妥当すべきだとカントは考えるのである。そしてここで、サン・ピエール¹⁰²がかつて提唱したような「国際連合（Völkerbund）」の構想が参考にされ、「国際法は、自由な諸国家の連合（ein Föderalismus freier Staaten）」に基づくべきである」[ZEF, VIII 354]と、こう『永遠平和論』の「第二確定条項」となるのである。そして、Cavallarらが言うように、この積極的な永遠平和の恒久的体制づくりの方向性を強調した点で、カントは従来の正戦論者たちと大きく異なっていたと言えるのである¹⁰³。

しかしながら、ここにはアボリアがある。カントにおいて、

国家間の関係はまた「自然状態」という「無法の状態」(Zustand der Rechtslosigkeit) [MSR, VI 312] にあるとされているとすれば、「戦争への権利・法」(Jus ad bellum) や「戦争中の権利・法」(Jus in bello) はいかにして成り立ちうるのか、という問題である。この問題を、たとえば Tsen は、次のように表現している。すなわち、「カントが言うように戦争が「自然状態における悲しむべき非常手段」だとすれば、国際法的な意味での戦争への権利・法というのは根本的な矛盾の内にあることになる⁴⁴」と。実際に自然状態が完全に法なき(権利なき)状態だとすれば、そこには戦争に関する権利・法もありえないはずであろうし、また、国際法は戦争を終焉させる法だとするならば戦争への権利・法が国際法に属するのはおかしいように思われるからである。では、一体なぜカントは戦争に関する権利・法を認めることができるのか。

それは、つまるところ、Verosta も指摘するように、「諸国家の間のこの自然状態でさえ、カントにおいては、完全に法なき状態ではない⁴⁵」からであろう。カントにおける「自然状態」とは、完全な無法状態ではなく、しかし、まだ「決定的(peremptorisch)な法的状態でもないといういわば「暫定的(provisorisch)な法のみ存在する状態なのである」[vgl. MSR, VI 264]。カント自身の言葉を引用するなら、「もし自然状態において暫定的にさえも外的な私のもの・汝のものが存在しないとすれば、それに関する法的義務も存在しないであろうし、したがってまた、自然状態から脱却せよという命令も生じないこ

とになるだろう」[MSR, VI 313] というわけである。つまり、Merkel も言うように、「自然状態」においてもすでに暫定的な Recht (権利・法) は存在し、戦争に関する権利・法もそれに属するのだが⁴⁶、その単に暫定的な権利・法を決定的・安定的なものとするために法的・公民的体制の形成が要請される、という二段階的構造をなすのである。

最後に、このような戦争に関する権利・法とカントの構想する国家間の法的・公民的体制としての「国際連合」との関係に触れておかねばならない。いま述べたように、カントにおいて Recht (権利・法) は一種の二段階構造をなしており、それゆえ、戦争に関する権利・法 (Jus ad bellum) と jus in bello も含めて) を認めることは、決して国家間の法的・公民的体制に基づく強靱な国際法の確立による永遠平和の達成という目標と矛盾しはしないのである。むしろ、すでに一七八〇年代のものと思われる覚書においてカントが「国際法とは、戦争の(公的正義が欠如した)状態における法である。それゆえ、その原則としては、ある民族 (Volk) が他の民族に対するすべての行為が公的正義、すなわちそのもとのみ国際連合の創立が可能となる条件、に従っていること、以外にはない。戦争への権利・法と戦争中の権利・法とは、この基礎に基づいているのである」[Ref. 8061, X IX 598] と述べているのに示されているように、Jus ad bellum と jus in bello をしっかりと提示・執行していくことが「国際連合」という諸国家間の法的・公民的体制の確立にもつながっていく、とカントは考えているのである。「人

倫の形而上学・法論」§ 88における「不正な敵 (ungerechter Feind)」についてのカントの見解も、それと関連するであろう。すなわち、「不正な敵」とは、「その〔言葉によって〕行爲によってであれ」表明された意志が、それが普遍的規則とされたら諸民族間における平和状態を不可能にし、自然状態を永遠化するにちがいないであろうような者」[MSR, VI 349]であるが、そうした違反はすべての民族に関わることであるから、「それゆえすべての民族はそのような非道に對して團結し、その敵からそのような非道を行う力を奪い取らねばならない」[ibid.]と、カントは言う。「国際連合」もそうした思想とつながっているであろう。

カントは『永遠平和論』でこの「国際連合」に関して、あまり具体的内容について述べておらず、しかも、「国際國家 (Völkerstaat)」ないし「世界共和國 (Weltrepublik)」と「積極的理念 (positive Idee)」の代わりの「消極的代替物 (negatives Surrogat)」として「国際連合」の構想を提示している箇所[ZEF, VIII 357]もあって、Cavallar などのように、「世界共和国」の実現こそがカントの究極的目標であったと解釈する論者も少なくない⁴⁸⁾。また、Brandt & J. Bohman & M. Lutz-Bachmann が指摘するように、一七九三年の「理論と実践」までのカントと一七九五年の『永遠平和論』からのカントとで、この点についての考えにいくらか変化が見られることも、あながち否定はできない⁴⁹⁾。しかしながら、ともかく『永遠平和論』では、「……この国際連合は、それにもかかわらず国際國家 (Völkerstaat)

となつてはならないであろう。これにはやはり矛盾があるのである」[ZEF, VIII 354]とカントがはっきりと主張しており、しかも、われわれは「それぞれが異なつた國家を形成し、一つの國家に融合されるべきでないという限りでの、諸民族の互いに對する權利を考慮せねばならないから」[ibid.]とその理由も明確に示しているのである。最晩年に属する短文「ミールケの『リトアニア語&ドイツ語辞典』へのあとがき」(一八〇〇年)でも、カントは民族的性格形成における國語教育の重要性を強調しており[ZEF, VIII 445]、各民族國家の主權の独立性・平等性を尊重するカントの思想は、年とともにより強まっていたようである。現代においてWalzerは民族の「共同的生 (common life)」が國家形成の基盤たるべきことを強く主張しているが⁴⁹⁾、カントの考えも實際上、それにきわめて近いものと言えるだろう。

要するに、カントの『永遠平和論』は、決して正戦論を否定するものではなく、むしろそれを基盤としながら、民族自決的多元主義を基本とする諸國家間の穏やかな連合体としての國際連合という体制において永遠平和という純粹実践理性の理想への接近を構想するものだといふことができる。このように、正戦論を継承し生かしながら、しかも、それを超えて民族自決的多元主義に基づく永遠平和の構想を提示した点に、現代の「戦争と平和の倫理」から見たカントの平和論の大きな意義があるとと言えるであろう。

註

カントの原典からの引用は、アカデミー版カント全集により、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で示す（略号として NEF は『永遠平和論』、MSR は『人倫の形而上学・法論』を示す）。翻訳として宇都宮芳明訳『永遠平和のために』（岩波文庫、一九八五年）と、樽井正義・池尾恭一訳『カント全集第十一巻・「人倫の形而上学」第一部法論の形而上学的定礎』（岩波書店、二〇〇二年）を参照した。

- (1) 「オデッセイの夜明け作戦」と呼ばれる。
- (2) 当時あるオランダのホテルがブラック・ジョークとして「永遠のやすらぎ（平和）のために」という看板を出した。「十分に休息が取れますよ」という宣伝文句に見えるが、「永遠のやすらぎ（平和）のために」というのは墓地に掲げられる常套文句で、その看板の上には墓地の絵が描かれてあったという。カントは、人類が死滅してその墓地の上に「永遠の平和のために」という標語が掲げられることがないようにという願いを込めて、著作の題名にした。（シセラボク『戦争と平和』大沢正道訳、法政大学出版社、P.52、加藤尚武『戦争倫理学』ちくま新書、P.102 参照）
- (3) グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645)、オランダの法学者、政治家、古典学者、詩人、神学者、歴史家。しばしば近代自然法学の父、国際法学の祖とも呼ばれる。公海自由の原則を主張した『海洋自由論』(Mare liberum) (1609)、『戦争と平和の法』(De Jure Belli ac Pacis) (1625) などが有名。
- (4) この年、フランスとプロイセンの間でバーゼル平和条約が結ばれたのだが、カントはこの条約に秘密条項が含まれており、「永遠の平和」をもたらずものではないという疑いを抱いていたと言われる。フランスとプロイセンの戦争とは、いわゆる「フランス革命戦争」のことである。カントはこの書の中で「将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない」と語っているが、バーゼル平和条約はまさにそうした一時的な休戦条約であり、両国間の安定した平和関係の樹立にはほど遠い条約であった。事実バーゼルで平和条約を結んだフランスとプロイセンは、十年後に再び戦火を交えることになる（加藤・前掲書、P.102,3 参照）。
- (5) 古代ローマでは、征服者であるローマ市民だけに古くから適用された法が市民法と呼ばれ、ローマ市民だけではなく、征服された国内の諸民族にも共通に適用される法が万民法（諸民族の法）と呼ばれた。国際法と訳されるドイツ語の Völkerrecht は、文字通りには諸民族 Völker の法、すなわち万民法であるが、実際には国家間に成立する法、すなわち国際法のことであって、カントも『人倫の形而上学』の中で、国際法を示すには Völkerrecht よりも Staatenrecht（諸国家の法）の方がよいと語っている（宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、p.115-6 参照）
- (6) 有福孝岳、坂部恵他編『カント事典』（弘文堂、一九九七年）

- p.302参照。
- (7) 一六四八年フランス・スウェーデン・ドイツの諸国間で締結された三十年戦争の講話条約。国際条約の最初といわれる。カルヴァン派は承認され、スイス・オランダは独立した。
- (8) 一七二一―一七一五年にかけて、オランダのユトレヒトで締結されたスペイン継承戦争の一連の講話条約。フランス・スペインの合併禁止、フェリペ五世の復位は認められたが、アン女王の英国王位の承認、ジブラルタル・ミノルカ島・仏領アメリカの一部などのイギリスへの割譲が決められた。
- (9) ガルヴェ (Christian Garve, 1742-1798) 、ライプツヒヒ大学の哲学教授。一七七二年病気で辞職。以後著作や古典の翻訳に没頭した。
- (10) ゲンツ (Friedrich von Gentz, 1764-1832) 、ブレスラウ生まれのドイツの政治家、文筆家。ケーニヒスベルク大学で師カントの影響を受ける。プロイセンの官界に入り、中央監督局財務秘書官の地位に就く。やがてE・パークのフランス革命に対する非難の書『フランス革命の省察』(一七九〇)を独訳して、文壇で注目を浴びるようになる。その後オーストリア政府に仕えて、ナポレオンのヨーロッパ統治政策に関与し、またメッテルニヒの補佐役として活躍した。主著に『反フランス革命戦争の起源と性格について』(一七六二)がある。
- (11) K.v. Clausewitz, *Vom Kriege*, 1832. 篠田英雄訳『戦争論』岩波文庫、p.58-60。
- (12) S. Bok, *A Strategy for Peace*, 1989[Georges Bocharil, 大沢訳『戦争と平和——カント、クラウゼヴィッツと現代』法政大学出版社 p.123-5 から重引用。
- (13) 武力紛争の際の傷病者、捕虜、文民の保護に関して規定した国際条約。赤十字条約とも呼ばれる。四条約とは、第一条約「戦地にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善に関する条約」、第二条約「海上にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善に関する条約」、第三条約「捕虜の待遇に関する条約」、第四条約「戦時における文民の保護に関する条約」の四つを総称している。これらの四条約は「戦争犠牲者保護条約」とも総称される。
- (14) S. Bok: op.cit. 邦訳 p.125
- (15) R. Merkel & Wittmann (Hrsg) *Zum ewigen Frieden*, 1996 [Surkamp], S.31.
- (16) なぜなら「絶対平和主義」は、「戦争と平和の倫理」をめぐる最近の議論の中でも「正戦論」の対抗馬として、かなりの勢力を誇っているからである。
- (17) R.A.Wasserstrom(ed): *War and Morality*, 1970 [Wadsworth], p. 63
- (18) M.K. Gandhi: *My Non-Violence*, 1960 [Navajivan Publishing House] 森本訳『わたしの非暴力』みすず書房、P.106
- (19) R.A.Wasserstrom(ed): op.cit., p.49f.

- (20) M. Walzer: *Just and Unjust Wars*, 1977 (2.ed, 1992) [Basic Books], p.59
- (21) R.A.Wasserstrom (ed) :op.cit.p.55.
- (22) ジャーク・ル・ベリウム *jus ad bellum* (戦争に対する権利・法／戦争目的規制) と ジャーク・ル・ベリウム *ius in bello* (戦争中の権利・法／戦間経過規制) という語は、戦争倫理学の最も基本的な枠組みである。しかし日本語では定訳がなく、ラテン語のままで紹介されることが多い(加藤・前掲書 p.28)。
- (23) R.Norman: *Ethics, Killing and War*, 1995 [Cambridge Univ. Press], p.59
- (24) H. Grotius: *De Jure Belli ac Pacis*, 1625, Lib. II, Cap.12. 勝又訳『戦争と平和の法』酒井書店 p.245
- (25) R. Merkel & R.Wittmann (Hrsg.): a.a.O., S.304.; Ch. Covelli: *Kant and the Law of Peace*, 1998 [St. Martin's Press], pp.111-114
- (26) M. Walzer: op.cit., pp.58-63, 90.
- (27) Beitz et al (eds): *International Ethics*, 1985 [Princeton Univ. Press], pp. 195-216
- (28) P. Christopher: *The Ethics of War and Peace*, 1989 [Prentice Hall], p.100
- (29) R.A. Wasserstrom (ed): op. cit., pp.42-53.
- (30) Beitz et al (eds): op.cit., pp.53-74.
- (31) Beitz et al (eds): op.cit., pp.90-97.
- (32) Beitz et al (eds): op.cit., pp.75-89.
- (33) O. Höffe (Hrsg.): *Immanuel Kant — Zum ewigen Frieden*, 1995 [Akademie Verlag], S.111f
- (34) R. Merkel & Wittmann (Hrsg.): a.a. O., S.304.
- (35) ブーフヘンドルフ (Samuel Freiherr von Pufendorf, 1632-1694) のドイツの法学者、歴史家。国際法に関して、グロティウスとホッブズの総合を企てた。主著『自然法と万民法』で大陸自然法学の体系をつくった。
- (36) カルネアデス (Karneades, BC214 ~ BC129) …古代ギリシアの哲学者。新アカデミア派に属し、懐疑主義を奉じた。「カルネアデスの板」とは、カルネアデスが提示した問題で、難船の後、一枚の板に弱い者がすがりついている時、強い者はどう行動するのが正義に叶うかを問う問題。このうち「脅威的勢力拡大」は、『永遠平和論』では戦争の正当な理由とは言えないとされていたのであり [ZER, VIII 384]、カントの考えに見られるが、それはプロイセンによるポーランドの分割・消滅(一七九五年)というような事態を目のあたりにして、小国の権利尊重についてのカントの意識がより強まったためと思われる。
- (38) ヴァットネル (Emmerich de Vattel, 1714-1767) はスイスの法学者、外交官。十八世紀におけるグロティウス学派の代表者。
- (39) Ch. Covell: op. cit., p.111.
- (40) O. Höffe (Hrsg.): a.a. O., S.140f.
- (41) O. Höffe (Hrsg.): a.a. O., S.126.

(42) サン＝ピエール (Saint-Pierre, 1658-1743) ‘フランスの著述家。政治を論じたサロン「中二階クラブ」の中心人物。その『永久平和論』(*Le Projet de paix perpétuelle*) 三巻(一七一三年)において、フランスを中心としたヨーロッパの国際的平和組織を考察し、『複議論』(*Discours sur la polypnydie* (18))で、大臣の代わりに、選挙された顧問で構成される会議を設置する必要を力説して、ルイ十四世の政治を批判した。

- (43) G. Cavallar: *Pax Kantiana*, 1992 [Böhlau Verlag], S.190.
 (44) R. Merkel & Wittmann (Hrsg.): a.a. O., S.303.
 (45) S. Verosta: *Krieg und Angriffskrieg im Denken Kants*, in Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht Bd. 31, 1980, S.248.
 (46) R. Merkel & Wittmann (Hrsg.): a.a. O., S.316.
 (47) G. Cavallar: a.a. O., S.211f.
 (48) O. Höffe (Hrsg.): a.a.O., S. 138f.; J. Bohman & M. Lutz-Bachmann (ed.), *Perpetual Peace, Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, 1997. [The MIT Press], p.6f.
 (49) M. Walzer: op. cit., p.53f.

参考文献

- M. Walzer: *Just and Unjust Wars*, 1977 (2.ed, 1992) [Basic Books]
 R. Merkel & Wittmann (Hrsg.) *Zum ewigen Frieden*, 1996 [Surrekamp]

Ch. Covell: *Kant and the Law of Peace*, 1998 [St.Martin's Press]
 P. Christopher: *The Ethics of War and Peace*, 1989 [Prentice Hall]
 Beitz et. al (eds): *International Ethics*, 1985 [Princeton Univ. Press]

O. Höffe (Hrsg.): *Immanuel Kant — Zum ewigen Frieden*, 1995 [Akademie Verlag]

J・ホーマン、M・ルッツ・バツハマン編『カントと永遠平和——世界市民という理念について』(紺野茂樹、田辺俊明、舟場保之訳) 未来社、二〇〇六年

宇都宮芳明『カントの啓蒙精神—人類の啓蒙と永遠平和にむけ—』岩波書店、二〇〇六年

中島義道『カントの法論』ちくま学芸文庫、二〇〇六年
 知念英行『カントの社会哲学』未来社、一九八八年

谷田信一『戦争と平和の倫理』とカントの平和論(日本カント研究1『カントと現代文明』)理想社、二〇〇〇年

中川雅博『カントと現代の国際関係』(日本カント研究1『カントと現代文明』)理想社、二〇〇〇年

小野原雅夫『平和の定言命法と平和実現のための仮言命法』(日本カント研究7『ドイツ哲学の意義と展望』)理想社、二〇〇六年

新川信洋『確定条項のアナロジー構造—カント平和論における『大陸』の位置—』(日本カント研究8『カントと心の哲学』)理想社、二〇〇七年

小野原雅夫『平和の定言命法』(現代カント研究5『社会哲学

の領野」晃洋書房、一九九四年

川村仁子『『平和のための国際組織』の思想的潮流―古代コス

モポリタニズムからカントの永遠平和論まで―』（立命館

国際研究23・2）二〇一〇年

芝崎厚士『近代日本の国際関係認識―朝永三十郎と「カントの

平和論』創文社、二〇〇九年

K・クラウゼヴィッツ『戦争論』（篠田英雄訳）岩波文庫、

一九六八年

ガンディー『わたしの非暴力』上・下（森本達雄訳）、みすず書房、

一九七〇・七一年

加藤尚武『戦争倫理学』ちくま新書、二〇〇三年

多木浩二『戦争論』岩波新書、一九九九年

中島嶺雄『国際関係論』中公新書、一九九二年

篠原初枝『国際連盟』中公新書、二〇一〇年

明石康『国際連合』岩波新書、二〇〇六年

北岡伸一『国連の政治力学』中公新書、二〇〇七年

臼井久和・馬場憲男編『新しい国連―冷戦から21世紀へ』有信

堂、二〇〇四年

中島嶺雄『国際関係論』中公新書、一九九二年

※本稿は第二回筑波大学倫理学研究会（二〇一一年七月三十一日、茨城県つくば市・筑波山江戸屋ホテル）にて発表した原稿に加筆・修正したものである。筑波大学大学院人文社会科学研究科哲学・思想専攻博士課程の院生および教官諸氏から

多くの御指摘を受けた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

（なかの・としみつ 北海道中標津農業高等学校教諭）